

青森市景観形成基準

<p>共 通 基 準</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 届出を要する行為に当たっては、地形・自然資源等の地域特性や生態系への影響にも十分配慮し、周辺の優れた景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。 2 届出を要する行為に当たっては、魅力的な「まち」を演出する点景として、形態意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観と調和するように努めるとともに統一性に配慮すること。また、施設をライトアップする場合には、周辺への影響に配慮しつつ、夜間における良好な景観を創出するよう配慮すること。 3 届出を要する行為の行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化遺産等の地域の優れた景観資源を保全活用するとともに、地域のシンボルとなる山稜（八甲田山・岩木山・東岳）を眺望できる主要な視点場からの眺望景観に十分配慮すること。 4 届出を要する行為において人の利用に供されるものに当たっては、ユニバーサル・デザインにおける景観形成に配慮すること。 5 届出を要する行為の行為地について、景観形成に関する協定が認定されている場合は、その内容に適合するよう配慮すること。 6 工作物等設置などの行為後は、物件の適切な維持管理をすることとし、良好な景観形成に支障をきたす場合は、速やかに撤去すること。
<p>建築物の建築等又は工作物の建設等 （工作物⑥の「広告板、広告塔その他これらに類する工作物」の基準については、別紙参照）</p>	<p>位置、規模及び形態意匠</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要な視点場から眺望できる、地域のシンボルとなる山稜の稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態に配慮すること。 2 景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から、その眺望を妨げない位置、規模、高さ及び形態意匠とし、周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮すること。 3 優れた自然景観（海岸線・半島・河川景観、田園・農業地域景観、山並み景観）や人工景観（歴史・文化施設景観、道路景観等）を有する地域では、これと保全又は調和が図られるよう、規模、形態意匠に配慮すること。 4 道路等の公共空間に接する部分については、通行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態意匠とするとともに、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。特に自然景観エリア内の主要道路沿線においては、車道からの壁面線の後退距離を 20m以上とすること。 5 市街地にあつては、周辺の優れた建築物等との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠とするよう配慮すること。 6 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和を図った位置、規模、形態意匠となるよう配慮するとともに、群（まとまり）として周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。 7 自然景観エリア内の主要道路沿線は、周辺の優れた景観と調和又は保全が図られるよう必要最低限の規模、高さ、位置、形態意匠とするよう配慮すること。特に、建築物の最高部の高さは 13m以下とすること。 8 景観形成重点地区は、建築物等の最高部の高さは 13m以下とし、やむを得ない事情により基準値を超える場合は資産内の主要な視点場から、その眺望を妨げないよう配慮すること。
	<p>色 彩</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和する色彩を用いることとし、極力「青森県景観色彩ガイドプラン」（H12）の青森地域及び津軽地域の推奨色を用いるよう配慮すること。（※1） ① 自然環境との調和を図るケースでは、山間のエリアカラーとして見られる彩度の低いブラウン系や落ち着いたグリーン系を基調にし、森の美しさや海岸線との調和を保つ色彩を優先させること。 ② 自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしとの調和を図るケースでは、エリアカラーとして見られるブラウン系や落ち着いたベージュ系を重視し、地域の植生や水田風景、街並みのベージュ系やアイボリー系と調和する色彩に配慮すること。

建築物の建築等又は工作物の建設等（工作物⑥の「広告板、広告塔その他これらに類する工作物」の基準については、別紙参照）	色 彩	<p>③ 市街地で街並みや人工物どうしとの調和を図るケースでは、エリアカラーとして見られるグリーン系やブルー系の比率を高め、市街地の基調色を成す明るいトーンを重視することに配慮すること。</p> <p>2 色彩が大面積を占める場合やアクセントとなるものについては、色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>3 素材を生かし、景観に潤いを創出する色彩構成に配慮すること。</p>
	素 材	<p>1 周辺の優れた景観と調和する素材を用いるとともにそのテクスチャー（材質感）を活かすよう配慮すること。特に自然景観エリア内の外壁は、可能な限り自然素材又は自然素材を模した仕上げにより化粧張りをすること。</p> <p>2 耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を用いるよう配慮すること。</p>
	敷 地	<p>1 敷地内は、安全性を確保したうえで周辺の優れた景観との調和に配慮し、可能な限り市推薦樹種（※2）を用いて緑化するよう配慮すること。特に自然景観エリア内における工作物については基底部の施設（防護柵等）周辺の緑化に努めること。</p> <p>2 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>
太陽光発電設備の設置	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合、法面は市推薦樹種等を用いて緑化し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて市推薦樹種を用いた緑化等により周辺の優れた景観との調和に配慮すること。
	その他	行為後、跡地は速やかに、市推薦樹種を用いて周辺の植生と調和した緑化等を行うよう配慮すること。
木竹の伐採	方 法	大規模な皆伐を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の優れた景観を保全するよう配慮すること。
	その他	行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行うよう配慮すること。

※1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更に係る色彩について

◆青森県全体の推奨色範囲の考え方（「青森県景観色彩ガイドプラン」より）

・・・使用する色を限定、又は特定するものではありません。

基調色・・・外観の中心となる大面積に用いる色

色相・・・YR系、Y系の範囲を中心に推奨。

P系、RP系は景観を阻害するおそれがあり、注意（特に彩度4以上）が必要

明度・・・壁面については明度4～8.5の範囲、屋根については明度2～5までの範囲

彩度・・・5以下

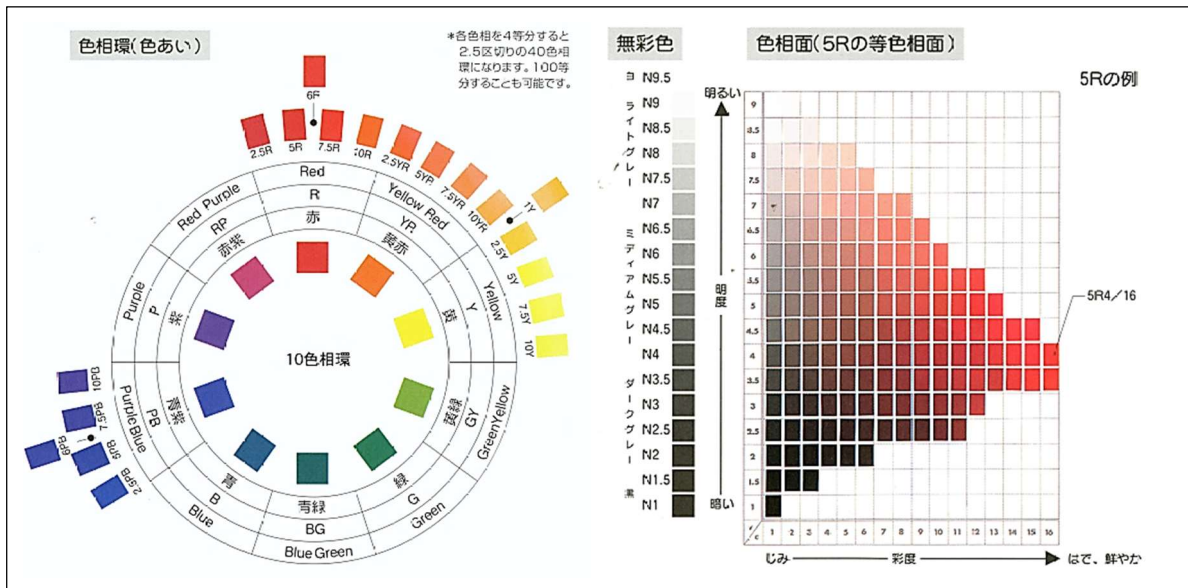
準基調色・・・基調色よりも小さい面積に使用する色

基調色に用いた色に近い色相を使用し、トーン差（明度と彩度による色の差）をもたせた色の使用を推奨

アクセント色・・・計画物の小面積に使う彩度の強い色

彩度については10以内

〇しっくいやレンガ、石材やコンクリート、木質などの素材色は対象から除きます



◆さらに、青森市において、景観特性に応じた地域別の推奨色の範囲を別図のとおり設定します。

※2 市推薦樹種について

高木	アオダモ、アカマツ（クロマツ）、アメリカハナミズキ、イタヤカエデ、イチイ、イヌエンジュ、イロハカエデ、ウメ、エゴノキ、エンジュ、シナノキ、オオヤマザクラ、カツラ、ケヤキ、コウヤマキ、コシアブラ、コナラ、コブシ、サトザクラ類、サルスベリ、サワグルミ、サワラ、サンシュユ、シラカンバ、シロヤナギ、スギ、ソメイヨシノザクラ、ダケカンバ、ドイツトウヒ、トチノキ、ナナカマド、ニオイヒバ、ニセアカシア、ハウチワカエデ、ハルニレ、ヒノキアスナロ、ブナ、プラタナス、ホオノキ、ミズキ、ミズナラ、メタセコイヤ、モミ、ヤシャブシ、ヤブツバキ、ヤマボウシ
中木	アキグミ、イヌツゲ、ズミ、タムシバ、ナツグミ、ネムノキ、ノリウツギ、ハクモクレン、ハナカイドウ、ヒイラギ、マサキ、マユミ、マルバマンサク、マルメロ、ムクゲ、ライラック、リョウブ
低木	アオキ、アクシバ、イボタノキ、ウツギ、エゾユズリハ、オオパクロモジ、ガクアジサイ、コテマリ、ジンチョウゲ、タニウツギ、ドウダンツツジ、ナワシログミ、ナンテン、ニシキギ、ヒイラギナンテン、ヒメアオキ、ボケ、ミヤマガマズミ、ムシカリ、ムラサキシキブ、ヤツデ、ヤマツツジ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ

（「青森市緑の基本計画」（平成28年3月）（資料編）より）

【屋外広告物景観形成基準（景観計画区域）】

届出を要する行為に相当する屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置、又は外観の変更	位置、規模及び形態意匠	<p>1 主要な視点場から眺望できる、地域のシンボルとなる山稜の稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態に配慮すること。</p> <p>2 優れた自然景観や人工景観を有する地域では、これと調和又は保全が図られるよう、規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>3 市街地にあつては、周辺建築物等との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</p> <p>4 <u>道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板の認知を妨げない位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</u></p> <p>5 <u>景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から見えない位置、規模、高さとするよう配慮すること。</u></p> <p>6 複数の広告物は、群（まとまり）として周辺の優れた景観と調和するよう大きさや向きを揃えるなど配慮すること。</p>
	色彩	<p>1 周辺景観や自然景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</p> <p>2 色彩については、色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>3 <u>道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板に支障を与えない安全性を考慮した色彩を用いるよう配慮すること。</u></p>
	素材	<p>1 設置場所の地域特性に合う素材の使用や表面処理に配慮すること。</p> <p>2 耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう配慮すること。</p>

【自然景観エリアの白地地域（用途地域が設定されていない地域）における基準】

屋外広告物の設置 （公共的目的のものなど必要に応じ条例で適用除外設定）	<p>1 自然景観エリア内施設等の案内誘導目的以外での電柱への掲出、設置は認めない。</p> <p>2 地上からの高さ10m以下、表示面積は1方向5㎡以下（2方向の表示面の面積の合計10㎡以下）とする。</p> <p>3 主要道路や鉄道及びこれらから展望することができる地域を禁止地域として追加し、野立て看板を制限する。</p> <p>4 <u>山岳、山間部では、色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。</u></p> <p>5 山岳、山間部では、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</p>
--	---